

公益社団法人北海道交通遺児の会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、職務のために旅行する役員及び職員の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び職員が出張した場合には、当該役員及び職員に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、日当及び宿泊料とする。

(自家用車の使用)

第4条 旅行命令権者が必要と認めたときは、自家用車を使用することができる。その場合の車賃は、会長が別に定める。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の額)

第6条 旅費の額は、別表第1のとおりとする。

ただし、日帰りの場合の日当については、行程100km以上に限るものとする。

(旅行命令権者)

第7条 旅行命令権者は、役員にあつては会長、事務局職員にあつては事務局長とする。

(旅行命令簿兼旅費支給調書)

第8条 旅行命令簿兼旅費支給調書の様式は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年1月16日から施行する。
- 2 当分の間、この規程による旅費の支給対象は、事務局職員に限るものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

